

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第5 議案第29号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を条例で定める必要があるため、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは議案を朗読いたします。

議案第29号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月22日提出、開成町長、府川裕一。

今回の税条例の改正でございますが、提案理由にもありますように、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたところでございます。この地方税法の改正によりまして、町税条例の一部を改正する必要が生じたので、今回ご提案させていただくものでございます。

内容としましては、平成30年5月23日に公布されました生産性向上特別措置法の規定により町が策定する導入促進計画に基づき認定した先端設備等導入計画に従って、町内中小企業等が取得した設備等に対する税制支援として償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を条例で定める。いわゆる我が町特例の制定でございます。それでは1ページおめぐりください。条例案を朗読します。

開成町条例第 号 開成町税条例の一部を改正する条例。開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらでは改正後の欄でご説明をさせていただきたいと思っております。

附則の改正でございます。固定資産税の課税標準の特例を定めております第14項に第11号を新設するものでございます。地方税法附則第15条第47項に規定する認定先端設備等導入計画に従って、平成33年3月31日までに町内の中小企業等が取得した設備等について3年度部分の固定資産税の課税標準の特例措置として特例率をゼロとするものでございます。

条例附則第14項第12号でございます。こちらは従前、第11号としていたもの

を項ずれを整えるため第12号に改めるものでございます。

それでは附則でございます。この条例は公布の日から施行する地方税法附則第15条第47項では、生産性向上特別措置法の施行の日からとされておりますが、同法律の施行日が平成30年6月6日であることから、この条例につきましても施行につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。この度の条例改正、開成町が判断をしていただいたということでは、大変中小企業にとっては、ナイス判断であると評価するところであります。

そのような中で、我が町条例、これは近隣の動向はどうなっているのか、そこの報告、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議員の御質問にお答えします。こちら、4月の当初に、神奈川県でも、意向の状況を確認をしまして、県内でも、御質問は近隣という話だったのですが、近隣上郡であれば、すべてゼロにするという意向でございます。県内でもほとんど、一自治体のみで、ゼロじゃないということで、ほかはゼロという意向を示しております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、質疑。

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。先ほどの説明の中で、先端設備という文言があるのですが、ちょっと私も勉強不足で、一覧等について、よく理解できていないのですが、先端設備と判断する基準は、これはどこで誰がどういうふうな形で判断するのか、ちょっと私は理解できていないものですから、どういうふうなものなのかを、御紹介願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、菊川議員の質問にお答えさせていただきます。この先端設備の導入の背景の中の、まず町がこの計画を策定しなければならないということをやっております。そんな中で経産大臣に現在、協議書、計画書の提出をしているところでありますが、

その中で、今はやりと言いますか、言葉的には、I O Tのビッグデータとか、人工知能であるとか、I C Tの分野であるとか、そういうことが盛り込まれた計画をつくってございます、そういう中で認められた、この開成町の計画が先端技術導入に見合うものかどうかという判断がされたときに計画として許可され、申請ができるという状況にあります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

それでは、もう一つ伺いたいののですが、その先端設備の中で、今、I O T、コンピューター関係のもの、説明がありましたが、生産設備等についても、その該当はするのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

また、この中で、中小企業の生産性向上のための設備促進、投資の促進というようなことも項目の中にございまして、すごい大規模な先端技術だけでなくこの計画の中にそういった中小企業を対象とした導入の関係も盛り込まれてございますので、先端技術だけではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑を終了し、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第29号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。